

26文科初第1134号  
平成27年2月5日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市市長  
各指定都市教育委員会  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎

(印影印刷)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について（通知）

先の第186回国会において成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）の改正の概要等については、既に平成26年7月17日付文部科学省初等中等教育局長通知（26文科初第490号）により通知したところですが、このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、本年2月4日に公布され、4月1日から施行されることとなりました（別添参照）。

本政令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、政令は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

## 第一 政令の概要

### 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令等の一部改正

- (1) 改正法により、教育長は、従来の教育委員長と一本化され、教育委員とは別の職となることから、教育長と委員を分けて規定するための改正を行うなど、改正法の施行に伴い所要の規定の整備を行ったこと。（新令第3条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第20条並びに関係政令の一部改正）

(2) 市町村の廃置分合により、市町村の設置があった場合において、関係市町村の教育委員会がなくなった場合の引継ぎ役を教育長とすることとしたこと。

(新令第21条)

## 2 経過措置等について

### (1) 経過措置について

改正法により、改正法の施行の際現に在職する教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとなるため、その場合に、関係政令において旧規定を適用するための経過措置を設けることとしたこと。（附則第2条、第3条及び第4条）

(2) その他所要の規定の整備を行ったこと。

(3) 本政令は、平成27年4月1日から施行することとしたこと。（附則第1条）

## 第二 留意事項

市町村の設置があった場合における事務引継について、当該市町村の設置に伴い、職を失うこととなった教育長が、旧教育長であった場合は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第21条の規定は適用せず、当該市町村の設置に伴いなくなった関係市町村の教育委員会の委員長であった者を引継ぎ役とすることとしたこと。

[参考] 関係資料（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm)

(トップ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第186回国会における文部科学省成立法律（平成26年1月24日～） > 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 を参照)

### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育委員会係

電話 03-5253-4111（代表）

内線4678、4672